

四街道市市民農園利用要領

第1 目的

この要領は四街道市の特定農地貸付規定に基づき、農業者以外の者が野菜や花などを栽培して、自然にふれあうとともに農業に対する理解を深めるため(四街道市が特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき)設置した市民農園の有効かつ適正な利用に資することを目的とする。

第2 名称及び所在地

この農園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
今宿市民農園	四街道市大日字今宿 1 9 2 9
打越市民農園	四街道市和田字打越 1 0 8 - 1
大割市民農園	四街道市内黒田字大割 4 3 9 - 4 ・ 4 3 9 - 5 ・ 4 4 4 - 1 4 4 4 - 2 ・ 4 4 4 - 3 ・ 4 4 6 - 1 ・ 4 4 6 - 2

第3 利用資格

農園を利用することができる者は、市内に住所を有する者とする。

第4 利用上の制限

農園は、野菜及び草花等の園芸作物の栽培にのみ利用できるものとする。

第5 区画面積

農園の区画面積は、1区画30㎡とする。

第6 区画制限

農園利用者(以下「利用者」という。)が利用できる区画は、1世帯1区画とする。但し、貸付農地の残余が生じたときは、1世帯2区画まで利用できるものとする。

第7 利用期間

農園の利用期間は、原則として3月1日から1年間とする。ただし、希望者は、2回に限り更新できるものとする。

第8 利用の申し込み

農園を利用しようとする者の募集は、広報による一般公募とするものとし、官製はがきによる市民農園利用申込書(様式第1号)に必要事項を明記して、郵送により申し込

まなければならない。

第9 申し込みに対する承認

市長は前条の申し込みがあったときは、第4に規定する資格の有無を審査し、利用を承認するものとする。この場合において、申し込みが募集数を超えるときは、公開抽選を行い利用者を決定するものとする。

- 2 市長は1により利用を承認した者に対して、承認書（様式第2号）を交付するものとする。
- 3 1で利用を承認することができなかった者には、その旨を通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第10 利用料

- (1) 利用料は1区画10,000円とする。利用者は承認書を受けたときから承認書に指定された期日までに利用料を納入するものとする。
- (2) 補充公募の場合、6月からの利用料は1区画7,500円、9月からの利用料は1区画5,000円、12月からの利用料は1区画2,500円とする。

第11 利用料の還付

既に納入された利用料は還付しない。ただし、利用者の責任でない理由により利用開始後1ヶ月以内に利用できなくなったときは、この限りではない。

- 2 1に規定する還付する利用料の額は、全額とする。

第12 利用者の責務等

利用者は次に掲げる事項を遵守し、農園の有効利用に努めるものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置しないこと。
- (2) 営利を目的として作物を栽培しないこと。
- (3) 貸付農地を第三者に転貸しないこと。
- (4) 果樹・花木等の永年性作物を栽培しないこと。
- (5) 近隣の土地又は指定された区域以外に立ち入ったり、不法駐車等近隣の住民や他の借受者に迷惑を及ぼさないこと。
- (6) トウモロコシ等背の高い作物は、隣接の貸付農地の日照を妨げる恐れがあるので十分注意すること。
- (7) ビニール等のゴミは各自持ち帰り、常に美化に努めること。

- (8) 貸付農地は適切な栽培管理に努め、美観を損なわないよう心掛けること。
- (9) その他農園の運営目的に反することをしないこと。
- (10) 利用を中止するとき及び貸付期間が満了したときは、貸付期間が満了する 1 週間前までに、貸付農地を原状に回復すること。
- (11) 種苗、肥料、資材、農具等は、借受者が用意すること。

第13 利用者の権利

利用者は、農園の利用に伴う地上権、耕作権その他の物権を有しない。

第14 承認の解除

市長は次のいずれかに該当するときは、承認を解除することができる。

- (1) 12の1の(1)から(9)までのいずれかに違反した事実があり、当該事実が農園の運営を妨げるとき。
- (2) 指定された期日までに利用料を納入しないとき。
- (3) 利用者が承認の解除を申し出たとき。
- (4) 利用者が正当な理由なく農園を利用しないとき。
- (5) 市が農園を休廃園する必要があるとき。

2 市長は前項の規定により、承認を解除する場合は、解除通知書（様式第4号）により通知する。

第15 届出事項

利用者は次の各号の一つに該当するときは、変更（解除）届書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 利用者の住所及び代表者の変更があったとき
- (2) 利用を解約しようとするとき。

第16 農園管理

農園における道路及び未使用区画は、地主の管理地とする。

第17 免責事項

市は、農園における利用者の作業事故等による負傷又は盗難並びに天災・病虫害その他の原因による損害に対し、一切の責任を負わない。

2 利用者が利用資格を喪失した場合、農園に残存された耕作物の補償は一切行わない。

第18 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、平成6年1月1日から施行する。

この要領は、平成11年1月1日から施行する。

この要領は、平成14年1月1日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年6月1日から施行する。